

安芸市食品加工業継続支援事業費補助金の概要

「安芸市商工観光水産課」
予算5,000千円

- 全国的な食中毒事案への対策強化を図るため、平成30年の食品衛生法の改正により漬物製造業、水産製品製造業等を新たな営業許可業種に位置づけ。
新たに営業許可業種となった事業者が、事業を継続するためには令和6年5月31日までに営業許可を取得する必要。
- 安芸市内の施設において、事業者が営業許可を取得するために必要な施設整備や機器の導入等に係る費用を支援することで、地域の伝統的な食文化や特産品の製造・販売を守る。

補助金の概要

- 対象者：農産物加工品の製造および販売を行う市内の事業者
- 補助率：対象経費（消費税を除く。）の3分の2以内
- 補助上限額：
個別施設 1,000千円／件
共同施設 1,000千円／件
※補助下限額 100千円／件
- 補助対象：
営業許可の施設基準を満たすための食品加工施設の整備及び改修、機器導入等に係る経費
- 補助要件：
 - ・市内の施設において、新設された営業許可6業種（漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業、液卵製造業、食品小分け業）を営む事業者であること
 - ※法施行（令和3年6月1日）以降、新たに営業を開始する事業者を除く
 - ・事業完了日から3年間、製造販売が維持できること ほか
- 補助対象期間：
令和6年3月11日～12月31日

事業イメージ

- （1）自宅で漬物を製造する事業者に対して、営業許可の取得に必要な専用調理場の整備費を支援
- （2）魚の干物を製造する事業者に対して、営業許可の取得に必要な機器導入費を支援



補助スキーム

